

仕 様 書

産業観光局農林振興室

(担当：宮尾、水島 TEL 222-3351 FAX 221-1253)

1 業務名

水路敷からの支障木処分業務

2 履行場所

京都市右京区梅津罌原町 地内（別紙1のとおり）。

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月27日までとする。ただし、作業日は事前に当室と調整のうえ決定すること。

4 業務内容及び注意事項

- (1) 業務内容は、水路敷きから南側の隣接地に侵入した立木の枝払い、運搬、処分とする。
作業により発生した落枝落葉等は全て処分すること。
- (2) 枝払いする箇所は、別紙2のとおりであり、隣接地に侵入している枝は全て枝払いすること。
- (3) 作業に要する仮設物や資材等は、受託者負担にて準備、確保すること。
- (4) 伐採により隣接地の建物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一、作業中に損傷を与えてしまった場合は、受注者の責任において誠実に対応し、復旧すること。
- (5) 近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (6) その他、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行に際し、当然必要な費用及び手続き等については受託者で行うものとする。
- (7) 各種作業の際には関係法令を遵守すること。
- (8) 伐採範囲が不明瞭な場合は、事前に本市担当職員と立会いにより確認すること。

5 業務の完了

業務が完了した後、速やかに完了届、写真（実施前、実施後）を提出すること。

6 検査

- (1) 提出された書類の内容を確認し、検査の可否をする。
- (2) 提出書類により、業務完了が確認できない場合、又は、不備がある場合、現地立会により検査を実施することがある。検査が不合格の場合、手直し作業を指示するので、手直し作業終了後、再検査を受けること。

7 受託者の条件

以下のいずれの条件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないこと
- (2) 京都市の入札資格者名簿に登録され、京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、業務の履行に必要な資格を有する作業員を有していること。

完了届

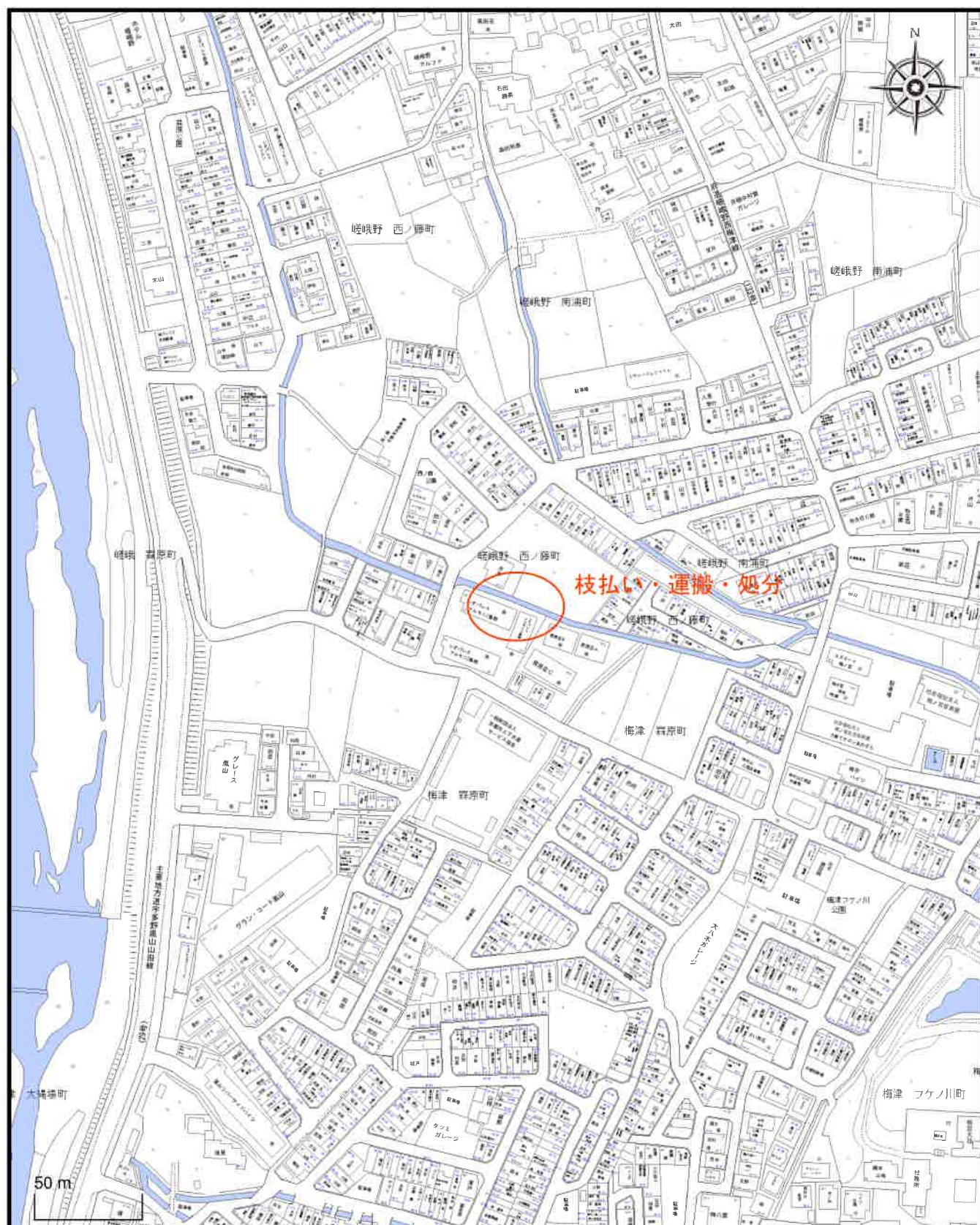
令和 年 月 日

京都市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

- 1 業務名 水路敷からの支障木処分業務
- 2 業務実施箇所 京都市右京区梅津鞆原町 地内
- 3 完了日 令和 年 月 日

履行確認印欄	



1 / 2500



東側からの撮影



東側からの撮影



西側からの撮影

